

令和3年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

会議録（概要版）

1. 期 日 令和3年12月4日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況

☆甲（9名中 8名出席）

- | | | | |
|-----------------|---------|----------------|---------|
| 1. 組合 事務局長 | 鈴木 秀 昭 | 6. 次期施設推進室 室長 | 国 友 栄 一 |
| 2. 組合 庶務課長 | 朝 倉 勇 治 | 7. 印西市クリーン推進課長 | 藤 卷 孝 孝 |
| 3. 印西CC 工場長 | 勝 田 博 之 | 8. 白井市環境課長 | 鈴 木 教 之 |
| 4. 印西CC 業務班 主幹 | ○欠席 | 9. 栄町環境協働課長 | 塩 崎 一 郎 |
| 5. 印西CC 施設班 副主幹 | 海老原 雅 美 | | |

☆乙（26名中 13名出席）

- | | | | |
|----------------|-----|---------------------|-----|
| 1. 小倉町内会 | ○欠席 | 15. 小倉台アピック21自治会 | ○欠席 |
| 2. 牧の木戸一丁目自治会 | ■ | 16. ファーストスクエア小倉台自治会 | ■ |
| 3. 木刈三丁目町内会 | ■ | 17. セントスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4. 木刈四丁目自治会 | ■ | 18. サードスクエア小倉台団地自治会 | ■ |
| 5. 木刈五丁目自治会 | ■ | 19. 原山西町内会 | ○欠席 |
| 6. 内野町内会 | 不在 | 20. 木刈一丁目町内会 | ○欠席 |
| 7. 内野西団地自治会 | ○欠席 | 21. ネックス自治会 | ○欠席 |
| 8. 内野東団地自治会 | ■ | 22. 高花二丁目北自治会 | ○欠席 |
| 9. 内野中央団地自治会 | ○欠席 | 23. 桜苑壱番街自治会 | ○欠席 |
| 10. 内野南第二団地町内会 | ○欠席 | 24. コーポシティ桜台自治会 | ○欠席 |
| 11. 原山中央自治会 | ■ | 25. ガーデンスハウス木刈自治会 | ○欠席 |
| 12. 原山町内会 | ■ | 26. 大塚三丁目町内会 | ■ |
| 13. 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27. コネクト原山町内会 | ■ |
| 14. 高花四丁目町内会 | ■ | 28. 原山花の丘自治会 | ■ |

☆傍聴者 なし

☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出（乙側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
 - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
 - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況について
 - (3) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・令和3年度第3回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・（資料2）
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・（資料3）
- ・自治会側から事前に提出された資料(写)について・・・・・・・・（資料4）

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）令和3年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

- ・要望に応じて様式の変更を行い、令和2年度と3年度を月別に比較した増減比率を記載しました。
- ・8～10月分までについて令和2年度と比較し、令和3年度は8、9月が増加し、10月が減少しました。
- ・令和3年度4～10月のごみ搬入量合計は29,890トン（うち事業系8,111トン）、ごみ焼却量は28,748トン。

●令和3年4月～10月のごみ搬入量推移について

- ・要望に応じて様式の変更を行い、グラフの視認性確保のため軸の最小値を最大値の5割に変更しました。

表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀）は、2号炉（測定日令和3年7月28日）と3号炉（測定日令和3年6月22日）で測定を行いました。ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は全て協定値の範囲内、水銀に関しては規制値の範囲内でした。
- ダイオキシン類は、2号炉（測定日令和3年7月28日）と3号炉（測定日令和3年6月22日）で測定を行い、結果は規制値、協定値の範囲内でした。

表－3）騒音・振動測定

- ・結果は全て規制値、協定値の範囲内（測定日令和3年5月18日）でした。

表－4）悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定（測定日令和3年5月28日）は、結果は全て規制値、協定値の範囲内でした。

表－5）臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定（測定日令和3年5月28日）は、結果は全て目標値の範囲内でした。

表－6）処理水の水質測定

- ・結果は全て定量下限値未満あるいは規制値の範囲内（測定日令和3年6月22日）でした。

表－7）排ガス中の重金属測定

- ・測定項目全てで定量下限値未満（測定日令和3年7月27日）でした。

表－8）ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日令和3年7月28日）紙類34.6%、厨芥類17.9%、布類1.2%、草木類6.9%、プラスチック類30.8%、ゴム類0.2%、金属類2.6%、ガラス類0.1%、セト物、砂、石0.6%、その他5.1%です。
- 水分34.5%、見掛比重が0.133kg/ℓ、低位発熱量は3,030kcal/kgでした。

表－9）気象測定結果

- ・気象測定結果は、騒音、振動、悪臭物質、臭気濃度の測定日の気象状況です。

まとめ

- ・各種測定結果については、規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

【搬入車両数と搬出車両数】

（令和3年4月～10月搬入車両数）

- ・令和3年4月から10月の合計で23,215台、前年度の同時期と比較して110台、0.47%減。

（令和3年4月～10月搬出車両数）

- ・令和3年4月から10月までの合計で1,314台、前年度の同時期と比較して24台、1.86%増。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

19ページ、資料2になります。印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近10月で飛灰が127ベクレル、主灰が29ベクレルでした。20ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は、月1回行っており、これまで検出されたことはありません。

続いて21、22ページをご覧ください。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近10月の測定平均で一番高いのは西側第3地点の0.094マイクロシーベルトでした。指定廃棄物一時保管場所に近い第1地点は0.085マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で横ばいになっている年度の部分は記入を割愛しています。

23ページの焼却灰の処理状況は、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和3年10月末現在の搬出先及び搬出量は、記載のとおりです。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。令和3年度10月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の埋立率が24.81%という状況です。

【質疑応答】

[議長]	それでは、質疑を受け付けたいと思います。挙手の上、自治会名とお名前を述べてから発言されるようお願いします。何かございますか。よろしいですか。
[乙委員]	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
[議長]	では、次に参ります。

議題（２）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況について】

24ページの資料3、令和3年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況を説明します。

1番の施設整備についてですが、関係機関協議として新工場の建設に伴うインフラ整備をするための協議で、今年度は主に道路の雨水排水や上下水道について進めています。インフラを整備するための協議は、清掃工場の計画に合わせ実施しており、今後も継続して進めたいと考えています。

次に、設計は、見積仕様書の作成ですが、これは新工場の建設に伴い、プラントメーカーに提案を依頼するもので、今後の検討に当たり、必要となる設備仕様や概算事業費などの基礎資料情報の技術提案を確認することを目的に行うものとなっています。

次に、環境影響評価ですが、環境保全の観点から、よりよい事業計画をつくるために行うもので、令和2年度より継続して進め、今年度は8月3日から9月2日まで事業計画概要書の縦覧、9月3日から10月4日まで方法書の縦覧を行っています。また、印西市のほか八千代市、佐倉市において方法書の説明を実施しました。

次に、2番のアクセス道路ですが、令和4年度に用地買収を予定し、今年度は設計及び測量業務、不動産鑑定業務等を進める予定です。用地買収の不動産鑑定と物件補償算定の契約予定月ですが、令和3年11月と令和3年の10月契約予定と記載していますが、現時点では12月契約予定です。

次に、3番の地域振興策ですが、地域振興地域につきましても、令和4年度に用地買収予定です。今年度は、測量業務と鑑定業務を進める予定です。不動産鑑定の契約予定月ですが、令和3年の11月契約と記載していますが、現時点では12月契約予定です。

次に、4番、5番については、インフラ整備として印西市と基本協定を締結し、進めています。上下水道は、今年度より一部工事に着手し、次年度以降、継続して整備を進めることとしています。

6番の施設用地管理業務は、新工場の建設用地の草刈り委託であり、6月、9月に実施をしています。

次に、25ページの次期中間処理施設整備事業のスケジュールを説明します。前回の第2回の委員会からの変更点を破線で表記しています。変更点は、下水道事業では新規に事業工程を追加しています。内容としましては、9月に印西市と基本協定を締結し、令和4年の1月より一部工事着手予定で進めています。

施設用地管理業務は、草刈り業務の2回目について8月から11月を予定していましたが、9月で完了しましたので工程変更をしています。

資料3の説明は以上です。

【質疑応答】

[乙委員]	次期中間処理施設の整備なのですが、前回の環境委員会か、その前かちょっと忘れちゃったけれども、アクセス道路は1ルートだけ、考えてなくて、もう一つルートを考えている。だから、2つのルートがあると私は記憶しているのですが、それは具体的にどこに書いてあるのですか。どのルートで追加したとか。アクセス道路で。そこしか見ていないということですか。
[議長]	お願いします。
[甲委員]	アクセス道路については、令和2年、3年にかけて路線の一部修正と、線形の修正と、あと延伸部の追加ということで、今年度も、この修正業務等行っているところです。
[乙委員]	要は1ルートしか考えていないということですか。これは、アクセス道路は、もう購入まではいっていないでしょう、まだね。
[甲委員]	アクセス道路は、今1ルートでの設計を進めていまして、来年度、買収を予定しています。

[乙委員]	前の環境委員会では、アクセス道路を必ず購入できるという見込みがないから、その場合を考えて代替案と一緒に検討するというお話を聞いているのですけれども、それはやっていないということですか。もう買えるという、購入できるという見込みがあるから、代替案というのは考えていないと、そういう意味ですか。そこの住民の反対で買えなかったら大変ではないですか。
[甲委員]	アクセスルートは、ルート検討を平成29年度までに検討してしまして、その後、一部線形修正を行い、延伸部を追加したというような流れとなっています。代替路線ということですが、組合としては、今のアクセスルートで決定をしまして、それに基づいて来年度用地買収を進めたいと考えています。
[乙委員]	要は、用地買収、もうできるという見込みで1か所だけでしているということですか。
[甲委員]	ええ。そうです。
[乙委員]	そうなんだ。何かお墨つきでもあるのですか。
[乙委員]	「[そんなのないよ]と呼ぶ者あり」
[乙委員]	用地を所有している人はたくさんいますよね、多分。それで、全員了解を得ないと工事できないですよ。
[甲委員]	アクセスルートの来年度の買収に向けて地元とも協議をして、ルートの決定をしまして。
[乙委員]	ルートを決定したということは持ち主の了解も、もう得ているということですか。何人いるか分からないのですけれども。
[甲委員]	あくまでも地元との協議で決定した、流れとなっています。
[乙委員]	では、直接地主さんから了解を得ているわけではないと。
[甲委員]	アクセス道路の進捗等についても、印クリ通信等で地元や地権者の方にも周知をしているところです。
[乙委員]	要は所有者が売るか売らないかですよ、最後はね。反対している方はいらっしやらないのですか。
[議 長]	よろしいですか。この件に関しても、何度もやり取りしていてもあれなので、委員の質問、ちょっと改めて私がそしゃくして組合側に投げますので、そこで今度の議事録の回答の中に入れてください。次、進めたいと思います。
[乙委員]	すみません、もう一回。
[議 長]	はい。
[乙委員]	前回、今のアクセス道路の話があったときに、今、計画されている路線がハザードマップにかなり近いことを私のほうで指摘して、災害があったときに、その道路が動かなくなった場合のほかのルートを担保しないと孤立して、結局いろんなごみが運べないのではないですかという話に対して、検討しますという話もいただいています。だから、その辺のサブ案というのを検討していただいているのかというのを知りたいのと、あと、施設の用地とアクセス道路、それから地域振興策で建設用地の用地ですけれども、これは全部買収する予定ですか。それとも、一部賃貸があるのですか。それを知りたい。
[甲委員]	アクセス道路のハザードマップ、浸水区域、一部含まれているといったことですが、それについては、アクセス道路の延伸部がほかの市道、東側の市道に接続されてしまして、西側のアクセス道路が仮に浸水した場合においては、東側のほうから進入できるような計画としています。もう一点の地域振興の買収について借地なのかといったことですが、組合としては買収の方向で今検討しているところです。以上です。
[議 長]	よろしいですか。
[乙委員]	はい。
[議 長]	その他ございませんか。
[乙委員]	「[なし]と呼ぶ者あり」
[議 長]	では、次期中間処理施設の進捗状況の質疑は、これで終了します。それでは、次から、自治会側からの質問事項についての回答をお願いします。今回は3名の方から質問が出ております。
[乙委員]	資料4のところに個人の名前が書かれているのですけれども、これは、このまま皆さんに配られているし……。あとホームページのほうで、これが掲載されるときに、もうそのまま載るのですかという質問があります。

〔議 長〕	すみません、これについては、私が組合側に提出する際に、ちょっとこれを書いただけなので、これは、では、消していただくように議事録、そういうホームページ等に掲載するときは削除してください。
〔事務局〕	承知しました。そしたら、資料4の名前、それぞれの質問に名前が入ってしまっているのですが、全員の御名前を消すということで。
〔議 長〕	どうでしょうか。
〔乙委員〕	お願いします。消してください。
〔乙委員〕	いや、私は、どっちでもいいですけども。皆さんが消してくれというなら消してもらえますか。
〔議 長〕	はい。では、お三方、自治会、お名前等は消していただいて。
〔事務局〕	では、質問内容のみで。お名前は全て消すような形で修正します。
〔議 長〕	はい。お願いします。 では、回答をいいでしょうか、説明をよろしくお願いします。

議題（3）【自治会側からの質問事項の回答について】

質問1. 指定廃棄物の件

2020年2月21日に要望書を提出して以降の進捗状況は。

【回 答】

2020年（令和2年）2月21日に柏市、松戸市、流山市、我孫子市、印西市の5市長の連名で、環境大臣に対し、国が設置する指定廃棄物の長期管理施設の早期確保等を求める要望書を提出しております。その後の進捗について、印西市に問い合わせたところ、「特に進捗はございません。」という回答でした。11月29日現在のお話です。組合では、毎年環境省職員による保管状況の確認の際に、同様の要望をしております。

【質疑応答】

〔議 長〕	ここから1つの質問につきまして質疑を受け付けます。よろしいでしょうか、そちら。
〔乙委員〕	はい。
〔議 長〕	では、次、2つ目お願いします。

質問2. 表一7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正されたい。代表者会議で取り扱う内容ではない。

【回 答】

測定方法に記載のある括弧を削除いたしまして、以下の※のとおり表の下へ追記訂正することを提案させていただきます。

※排ガス中の重金属分析方法である「J I S K—0083」では、カルシウム、銅、亜鉛が測定対象物質として規定されていないため、測定分析をするに当たり、協定書記載の「J I S K—0083」に準じて行うこととする

という内容を加えさせていただければと思います。

なお、排ガス中の重金属測定方法については、協定書、別表7の記載方法により測定をしています。千葉県へも確認をいたしましたが、法基準がないので、表記方法については特に意見がございませんでした。

【質疑応答】

〔議 長〕	ありがとうございます。いかがでしょうか。
〔乙委員〕	この※の後のその部分で、協定書の記載の「J I S K—0083に準じて行うこととする」のは、それは書いてはいけないことだと思います。
〔議 長〕	書いてはいけないこと。

[乙委員]	そうです。だから、却下。この提案の部分は却下、そういう意味だと私は思います。組合が発注している仕様書にこう書いてある、この番号が書いてあるからこれでやっているということは正しいことですか、それを確認してくださいというふうに11月の何日かのときにお話をしたと思うのですけれども、それはされたのでしょうか。
[議 長]	では、すぐ回答出来ないようでしたら、ちょっと改めて、では、その件につきましても。これは、多分、私のほうでうまく組合さんのほうに説明ができなかったのかもしれないので、改めて、ちょっとその辺確認します。では、3番に行つてよろしいですか。
[乙委員]	というより、だから、協定書に書いてあるからというのも、それはそれで一つの根拠かもしれませんが、協定書よりも、もっと別に優先するものがあるわけですよ。そこをちゃんと考えていただきたいなと思いますよね。だから、規定している測定方法のところ、その項目がなくなったら、そのときは、やめますかって。測定を別の方法でやりますかということ、どちらかを決めなければいけないことだと思うのです。それは、もうこれが2020年とか2021年とかという話ではなくて、もっとずっと前にあった話なのです。組合は、自分たちが発注することからすれば、仕様書に書くときに、それは確認して書くべきだったと思うのです。それは、私たち環境委員のほうにも細かいところをチェックしなければいけないって。できないわけですが。このところで、ちゃんと状況が変わっていないよということ把握して組合に提案すべきだったかもしれませんが、でも、私たちはボランティアでやっているのですもの。それだから全て免責されるということかどうかわかりませんが。このことを考えても、組合側の責任は非常に大きいなと思います。ないものに対して、そういうふうになんかを準用するとか、そんなことばかり言っていて、物事にちゃんと正面からぶつかっていない。そういうふうに見えますよ。
[議 長]	組合のほうで回答できますか。
[甲委員]	委員のおっしゃること理解いたします。これまで、やはりこのJ I S K—0083という項目で測定させていただいていたのは、やはり委員が言われましたとおり、協定書に記載のある測定方法を遵守して、遵守というか、我々は規定にのっとって、測定をこれまでずっとさせていただいてきております。この測定方法は、もちろん我々だけの知識ではなかなか補えないという場合も、難しく、やはり測定事業者さんというか、そういった分析業者さんのお知恵をお借りしながら測定をさせていただいてきました。ただ、今後、またちょっとこういった意見がありましたので、改めて測定事業者さんに確認をするのと、この案件は、協定書に記載がありますので、やはり委員会の中で委員が言われましたとおり、この測定方法について、もう少し検討をさせていただければというふうに思っています。業者のほうでの検討ではないというところで意見がありますので、逆に委員がいい提案方法があるのであれば、教えていただければ幸いかなというふうに思っています。
[議 長]	では、ちょっとこの質問2については、では、ちょっとここで一旦とめます。委員、また後で別途書面でお願いします。
[乙委員]	あと1個だけ確認したいのですけれども。ここに排ガス中の重金属測定方法について云々書いてあるのですけれども、「千葉県へも確認しましたが」と書いてあるのですけれども、これはJ I SとかI S Oというのは千葉県の管轄ではないと思うのです。だから、もう少し上のところに確認を取ることというのはできないのですか。これは、J I Sだけではなくて、例えばI S Oのほうで基準があるのかどうかということと、それから排ガス推移を除いた場合に測定方法があるのかどうかとか、その辺のところは調べていただくことは可能なのでしょうか。
[甲委員]	この排ガスという部分では、J I Sの測定方法の中にカルシウム、銅、亜鉛というものはございません。ただ、水分析する際には、この項目がございます。なので、この水分析の部分で測定できるというJ I Sがございますので、この分析方法とさせていただいているところになっています。
[議 長]	では、質問3に参ります。よろしく申し上げます。

質問3. 表-2)①排出ガス測定

表-2)①排出ガス測定で水銀(Hg)の定量下限値が(ガス状)0.11、(粒子状)0.0011、(合計)0.11と記載されているのはいかなる理由か。

測定業者は昨年度と同じであると思われるので、記載方法が変更されているのはいかなる理由か。表記の数字は測定業者が達成可能な数値であるのか。裏付けとなるデータを用いて説明していただきたい。

【回 答】

環境委員会からの資料を基に令和3年度から以下の定量下限を契約条件としていますので、委員会資料の定量下限についても変更しています。令和3年度定量下限(契約条件)といたしまして、ガス状水銀 $0.11\mu\text{g}/\text{N m}^3$ 、粒子状水銀、 $0.0011\mu\text{g}/\text{N m}^3$ 、合計、ガス状水銀と粒子状水銀を合わせたものになりますが、 $0.11\mu\text{g}/\text{N m}^3$ 。法の排出基準値は、 $50\mu\text{g}/\text{N m}^3$ となっておりますので、合計の値に対する基準値になります。

表記の数字は業者が達成可能な数値、または、裏づけとなるデータを用いて説明していただきたいというところの回答です。

契約事業者が分析装置の状態などを確認するために行っている資料で、こちらの資料は、一番最後についています。ページで言うと41ページ、42ページです。「3 試料ガスにおける検出下限・定量下限」の太枠で表示された定量下限には契約条件より低い値が確認できますので、履行できるものとして考えています。

42ページの一番最後のページです。定量下限という形で太枠で書かれているところになりますが、ガス状のほうが0.04、契約条件といたしましては0.11、粒子状水銀が太枠が定量下限で0.0008、契約条件といたしましては、0.0011という数値となっています。

以上です。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。
[乙委員]	質問としてガス状で0.11とかここに書いてあるのですけれども、そこで、この「環境委員会からの資料を基に」と書いてあるのですけれども、これは何を意味しているのですか。私たちが「これにしてください」と言ったということですか。
[甲委員]	以前、環境委員会の資料で、委員のほうから、こういった資料があると。もう目安値として資料があるのに、この委員会ではこれより全然高いという形で言われてました。その定量下限を、あくまでも、そのときは、そちらのほうの目安だ、資料だという話もありましたので、検討させていただきました。ただ、やはりご提案がありましたので、この値について測定事業者も含めて、どうにかならないかという形でいろいろと検討を進めさせていただいた結果ですけれども、今年度からこの値をもちまして契約条件にさせていただいたというところです。
[議 長]	よろしいでしょうか。
[乙委員]	ここの数値ですけれども、それは日本中のいろんなところの排出原のところのやつを測って、それをまとめたデータでいくと、こういう値になりましたよというのを示しているだけであって、あくまでも、前も言ったと思いますけれども、目安として言っているだけで、このように「環境委員会からの資料を基に」というふうに書かれるのは、ちょっと何か私らとしては心外です。
[議 長]	本件は、では、これでよろしいですか。ちょっと納得はされていないようですけれども、次へ進めます。では、4番、お願いします。

質問4. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が更新されているが、環境委員会の結果報告と重複している部分があるので見直しすべきではないか。

【回 答】

組合ホームページで公表している「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公開事項になりますので、「環境委員会の結果報告」とは分けて公開しています。重複する部分はありますが、それぞれ必要なものと考えています。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。委員、どうでしょうか。
-------	------------------------

[乙委員]	分けて、法律で規定しているから、それに従ってやっていますよという内容で、そのところに、分かった、そのときに得られている情報をもう少し追加して書いてほしいなというふうに思います。例えばダイオキシンだとか、そういうものの測定の結果が得られたときに、今だと総量だけが書いてあるだけなのですけれども、そうではなくて、その後、このところで示されている個々の部分に関しても、もし公表できるのでしたら、していただけたらなというふうに思います。
[議 長]	では、これは組合側への要望として受け止めください。よろしくお願いします。では、次、5番に行きます。

質問5. アスベストを含む珪藻土製品の処分の件(再度掲載)

質問 「昨年末から、アスベストを含む珪藻土製品の回収が話題となっているが、可燃ごみに回収対象品が含まれたか否かはわからない。アスベストのモニタリングを行うべきと思われるが、組合の対応は？」

回答 「珪藻土製品については、従前より収集不可としていることから、排出者による可燃ごみへの混入以外には搬入されないものと思っています。可燃ごみは年4回、ごみ質分析調査を実施していますが、今のところ珪藻土製品相当のものは見つかっておりません。」

アスベストを含む珪藻土製品の回収率は約30%と低い状況であることを考えると、提案はより評価されるべきと思うが、いかがか？

【回 答】

前回回答と同様となりますが、アスベスト入り珪藻土製品については、各メーカー(ニトリ、カインズ等)により自主回収を実施しております。そのような中、国では通常の使い方を使用している限りは石綿(アスベスト)が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはないとされています。

また、珪藻土製品については、従前より収集不可としていることから、排出者による可燃ごみへの混入以外には搬入されないものと考えています。

ご提案のモニタリングとしての実施については現時点では考えておりませんが、ご意見を踏まえ、現在行っている可燃ごみのごみ質分析(年4回実施)等で注視してまいります。

なお、現在までごみ質分析で珪藻土製品相当のものは見つかっておりません。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。委員、いかがですか。
[甲委員]	注視していただけるというふうにありますので、それはそれでいいのかなと思います。ただ……いいです。はい。
[議 長]	では、次、行きます。6番、お願いします。

質問6. ごみ処理の有料化に関して(再度掲載)

白井市廃棄物減量等推進審議会の答申により、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。状況を整理して報告していただきたい。

【回 答】

有料化については、令和2年10月の組合議会において管理者からもごみ減量化の取組の一つとして必要だと考えているという発言があったことから、その内容について各構成市町と協議検討をしているところです。有料化にあたっての具体的な内容については決まっておきませんが、今後、印西地区ごみ処理基本計画の改訂などと合わせ検討を進めていきたいと考えております。

なお、各構成市町の状況につきましては、それぞれに問い合わせたところ、回答は以下のとおりです。

印西市

第3次印西市ごみ減量計画の20ページ、「ごみの有料化の検討」に記載のとおり、今後、これまでの検討結果やごみ排出量の現状、将来排出量の予測等を踏まえ、印西地区環境整備事業組合及びその構成市町と協議検討をします。

白井市

白井市の家庭ごみの有料化に関しては、現在は内部で調査研究を進めているところです。今後、来年度

見直しが予定されている印西地区ごみ処理基本計画の内容などを勘案しながら、詳細について検討を進めていく予定です。

栄町

栄町は、昭和47年より受益者負担の考えからごみの収集運搬手数料をごみ袋料金に転嫁して徴収しています。徴収した料金は、ごみ及び資源収集運搬費の財源の一部となっています。令和2年度決算において、手数料は、36,134千円となっています。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。この件に関して質問はありますか。
[乙委員]	何か各構成市町の、この提案が何か合っていないような気がするのですが。これは、もう致し方ないということですか。組合はイニシアチブを取るとか、そういうことはないのでしょうか。
[議 長]	お願いします。
[甲委員]	ごみの有料化は、ここに回答でも書いていますが、ごみ減量化の取組の一つとして有効である考えも、管理者から示されています。個々のごみ減量化の施策は、構成市町の環境施策ですとか、ごみ減量化施策の考え方もあると思いますので、構成市町の取り組みを見据えながら、共同処理していく中でこちらのほうも、構成市町の考えに合わせたような形になれば、そちらのほうは進めたいとは思っています。
[議 長]	よろしいでしょうか。
[乙委員]	はい。
[議 長]	ありがとうございます。では、次に行きますけれども、質問事項を読んでいますと、ちょっと時間を取ってしまうので、質問をもうあらかじめ皆さん読んでいるという前提の下で、もう回答を直接行きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。
[乙委員]	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
[議 長]	では、回答から、かいつまんでよろしくお願いします。では、7番、お願いします。

質問7. 届出項目の報告(再度掲載)

PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい。

【回 答】

質問にある測定結果については、組合で測定している「ダイオキシン類測定結果」として、環境委員会の中で報告しています。容器包装リサイクル法に基づく市町からの届出がないことから組合では把握しておりません。なお、組合から容器包装リサイクル協会への引き渡し量は、容器包装リサイクル協会のホームページにて公表されていますのでご確認ください。

【質疑応答】

[議 長]	委員、よろしいでしょうか。
[乙委員]	これは、文章で書いてあると何かすごく変なこと書いて、変なことというか、難しいこと書いてあるような感じもするのですけれども。そうではなくて、簡単にこの測定結果の一番最後のところで、最近1ページ加わった部分になるのですけれども、このところに……
[議 長]	何ページですか。
[乙委員]	何か、私たちやっていますって書いてある17ページですね。
[議 長]	17ページだそうです。

[乙委員]	<p>そこに、まとめのところ、まとめが前に追加されたのですけれども、これと同じように、例えばダイオキシンを測って、それで測ったその結果で、これを国のほうに出しましたというものがあつたとしたら、それは何月何日に何ページの結果を国に報告しましたって、そういうふうを書いて、私たちに知らせてくれて、そういう意味です。それを、だからやっていただいたほうが、組合も、私たちはちゃんとやっているのですよということのアリバイというのかな、やっていますよということを証明する一つの手だてと思うのです。やっぱりやっていることはちゃんと書いていただく。そういう姿勢は大事だと思いますので、それをすべきかなと思っています。それで、あと例えばP R T Rのほうの場合なんかも、私たちには分からなくて、結局、焼却灰という形で出ていくものもあれば、大気中に出しているものもあるわけです。その大気中のものなんて、私たちにはすぐ分からないわけですから、それを計算をして出しましたら、要は簡単に簡潔に表に書いていただくという、そういうことが重要だと思います。最後になって、国とか県とかから発表されて、えっ、こんな値になっているというのは、私たちとしては避けたい。そういう意味です。ぜひ、この点を考慮していただけたらなというふうに思います。</p>
[議長]	<p>ありがとうございます。では、今の委員の意見、よろしく酌み取っていただくようにお願いします。では、次に、8番です。お願いします。</p>

質問8. 環境影響評価の件

千葉県環境影響評価条例に基づく事業計画概要書の送付及び縦覧が公告された。(送付は7月9日、縦覧は8月3日から9月2日(環境影響評価方法書の縦覧開始日の前日))

環境影響評価方法書の作成及び縦覧等は、送付は、8月10日、縦覧期間は9月3日から10月4日、意見提出期限は10月19日である。

(1) 市長意見提出期限は令和3年10月29日であるが、意見は提出されたのか。

(2) 意見書は提出されたのか？

(3) 千葉県影響評価委員会が令和3年9月17日と令和3年11月19日に審議している。その内容は把握していると推測するが、詳細を報告していただきたい。

(4) 事業計画概要書および環境影響評価方法書の出典(参照資料)として今までに公開されていない資料を使用しているのはいかなるものか。

(5) 事業計画概要書および環境影響評価方法書の「第2章 都市計画対象事業の名称、目的及び内容」で、

a) 「千葉ニュータウン中央駅開業から1年後の昭和61年」という部分が間違っていると思われるが

b) 用地選定委員会という名称の委員会はないのだが

c) 建設予定地は建設候補地が正しいのでは？

d) 次期中間処理施設整備基本計画における基本方針で注釈が抜けているのはいかなるものか？

e) 2.3.3 都市計画対象事業の規模の項と2.3.6 都市計画対象事業の内容で、廃棄物焼却施設とリサイクルセンターに関してごみ処理基本計画からの転載という形をとりながら、再計算を行っているのはいかなる理由か 表2.3-18 現施設と次期施設の概要にも反映されているのはいかなるものか

f) 図2.3-4 土地利用計画図と図2.3-10 収集運搬車両の主要な走行ルートと図2.3-14 工事用車両の主要な走行ルートに、アクセス道路が計画道路(将来市道)として記載されていることは地域振興計画(図2.3-13 配置計画平面図)との整合がとれていないと思われるがいかなるものか

g) 表2.3-3 廃棄物焼却施設の計画概要の計画ごみ質は、プラスチック製容器包装を処理対象物とした際の計画ごみ質で処理すると設定されているのはいかなる理由か？

h) 印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か

【回答】

(1) 千葉県知事に対する市長意見について、佐倉市及び八千代市から意見提出がありました。

(2) 住民意見等の提出はありませんでした。

(3) 方法書の概要説明を行ない、審議及び論点整理が行われました。主な審議内容は、9月17日委員会では、方法書に対する概要説明を行いました。11月19日委員会では、委員から寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解の説明、委員意見・市長意見・県担当課意見の取りまとめが行われました。

(4) 事業概要説明書及び方法書において、対象事業の名称、目的及び内容については、印西地区ごみ

処理基本計画、施設整備基本計画及び同基本計画追加策定を基本とし、吉田区との協議が必要な内容については、吉田区了承のもと仮設定により進めております。実施区域及びその周囲の状況については、環境影響評価技術細目及び千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料に基づき、千葉県、周辺市町等の既存資料による調査結果を出典と併せて記載しています。

- (5)
- a) ご指摘のとおり、開業から2年後の誤りです。準備書作成段階で修正してまいります。
 - b) ご指摘のとおり、用地検討委員会の誤りです。準備書作成段階で修正してまいります。
 - c) 用地の選定時点では建設候補地と表現し、吉田区と整備協定を締結した以降は建設予定地と表現しています。
 - d) ご指摘のとおりですが、千葉県との調整過程における指導により、環境影響評価に直接影響しない事項については省略しています。
 - e) 施設整備基本計画策定後、平成31年3月策定の印西地区ごみ処理基本計画による減量目標達成時の処理量により、施設の処理能力を再算定しています。焼却施設処理能力(156t/日)は変更ありませんでしたが、リサイクルセンターは処理量の減により、15t/日から10t/日に変更しています。
 - f) ご指摘のとおりですが、千葉県との調整過程における指導により、地域振興策に特化した説明にするため、アクセス道路(計画道路(将来市道))は省略しています。
 - g) 計画ごみ質については、今後のごみ質が負荷側に变化した場合であっても、環境に影響を与えない施設設計とすべく予測・評価をするため、施設整備基本計画において設定したごみ質を採用しています。
 - h) 印西地区衛生組合からのし渣も処理する予定です。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。委員、どうでしょうか。
[乙委員]	まず1番のほうから行くと、印西市長は自分で意見を出さなかったのですか。
[甲委員]	印西市からは意見は出ていません。
[乙委員]	では、それはそれで。あと、(3)のところで、回答のほうで、委員から寄せられた質疑、意見に対するどうのこうのって書いてあるのですけれども、この質疑と意見の内容というのを教えていただけますか。
[甲委員]	委員からの意見としては、「煙突高さ設定の根拠について」という意見と、「雨水浸透の推進について」という意見、「調査地域の拡大について」といった意見、「下水処理の方法について」といった意見です。
[乙委員]	そうですか。
[議 長]	よろしいですか。
[乙委員]	あと、その意見の取りまとめというのを行われたというふうに書いてあるのですけれども、これは、最終的な案の部分がもうできてしまったという、合意されたとかって、そういう意味ですか。
[甲委員]	その意見に対して組合からも回答してまして、最終的に県のほうから回答をしていただくような形となっています。
[乙委員]	特段の問題点の指摘とか、そういうのもなかったという、理解してよろしいのですか。
[甲委員]	特段、問題等はないと認識しています。
[乙委員]	もしその資料があるのだったら、私たちに配っていただきたいと思うのですけれども。それは可能ですか。
[甲委員]	環境影響評価の審議経過については、この後、県のホームページでも掲載される予定ですが、最終的な意見については、この後、文書でいただくことになっています。また、経過については、県のホームページ等に出る日程が分かればご連絡させていただきますので、それでいいですか。
[乙委員]	はい。
[議 長]	お願いします。
[乙委員]	では、(4)番のところで、過去に公開されている、既知になっているというのが条件だと思うのですけれども、何々していますって書いてあるだけで、本当にそれが十分適用されているとは思えないのですけれども、今回新しくされたものがあるので、そういうふうに指摘をしているのですけれども、そこのところいかがなんでしょうか。

[議 長]	いかがでしょうか、(4)の質問につきまして
[甲委員]	私、今、資料を持っていないのですが、このご指摘の部分というのは、施設整備基本計画とかに出していないものの資料を今回使ったということだと思うのですが、それについては県のほうの指摘があって、こういうデータがないのかというような問合せがあったと聞いています。それについて印西市にお断りして、印西市からデータを借り、今回の環境影響評価のデータとして活用させていただいたということです。細かい説明ではないのですが、考え方としては、そのような扱いをさせていただいています。
[乙委員]	何かフェアではないと思うのです。ええ。それで、(5)のところ、間違いの部分がそれなりにいっぱいあるのですけれども、これってコンサルタントがつくったものをそのまま読んで理解してやっていることではないと思うのです。非常に何か、全く初歩的なミスですよ、こんなのがあってはいけない。どうして、それが……
[甲委員]	ご意見ご指摘のとおり、大変申し訳ございませんでした。ちょっと恥ずかしい間違いでおわびさせていただきます。申し訳ございませんでした。次回ないように、こちらも再度徹底して注意させていただきます。
[議 長]	はい。しっかりそしゃくして、みんなで理解した上で表記願います。
[甲委員]	はい。
[議 長]	それでは。質問いいですか。
[乙委員]	あと、まだあるのです。e)のところの部分で……。e)の、右のほうの括弧しかないやつですけども、その156トンと、あと10トンのほうの問題ですけども、なぜ、ここでやる必要があるのか。これは、基本的にはごみ処理基本計画だとか、そういうところで指定するべきものであると思うのです。それをせずに、こここのところでやっていくって。時期的に、ごみ処理基本計画をつくるのが、例えば来年だとか、再来年だとかになるのだとしたら、これは早くやればいだけの話であって、それをしないのはいけないことではないかなと思うのです。こここのところで、方法書になぜ書くの。概要書の方向性に、なぜ書くの。
[議 長]	お願いします。
[甲委員]	委員ご指摘のところは、多分リサイクルセンターの処理量の減、日量15トンのところを10トンになぜしたかというご指摘だと思うのですが、これについては大変申し訳ないのですが、ごみ処理基本計画、現在つくられている計画の計算式に当てはめて数字を出すと日量10トンということで。日量15トンという掲載があったのは、その前の計画だったのです。現在のごみ処理基本計画のときに計算式までで日量10トンという数字がなかったことから、県から指摘を受けて計算してちゃんと出ささいということで、この数字を出させていただいています。今のごみ処理基本計画のリサイクルセンターの処理量としては、現在のごみ処理基本計画で位置づけられている量を具体化し、出したということです。ちょっと分かりづらい計画で申し訳ないのですが、ご理解いただければと思います。
[乙委員]	だって、書いている内容がちょっとずつ違うではない。ごみ処理基本計画に書いてあるときの名称と、あとここで、方向性のところで書いている部分の呼び方が違うではない。同じではないでしょう。それなのに、何とかって、こうやって同じですとかというのはやめてください。それは一緒にすべきものではないです。だって、ごみ処理基本計画がちゃんとあって、こういうふうにやりますというふうに言っているわけではないですか。それを、なぜこの方向性のところで、そんなに変更しなければいけない。何か急に切迫した理由か何かがあるのですか。そうとは思えませんけれども。
[甲委員]	すみません。ちょっと説明が分かりづらかったかもしれないのですが、基本的に今変えているのは、日量15トンというのを10トンという数字のことだと思うのですが、ごみ処理基本計画に書いてあるとおりの計算式で当てはめると日量10トンという形になるので、それを今回環境影響評価の数字に入れ込んだということでご理解いただければと思います。
[乙委員]	だから、ごみ処理基本計画には15トンと書いてあるでしょうと言っているのです。
[甲委員]	それは、ちょっと後で、表でまたご説明させていただきたいと思うのですが、書いてあるところに、最後に日量10トンって書いてなかったのです。それを改めて計算し直すと、日量10トンということだったので、今回の環境影響評価では、今、最新のごみ処理基本計画に出ている処理量を掲載させていただいたという形になっていますけれども。

[議 長]	では、本件は、ちょっとこれで、では、やりましょう。あと、いかがですか。
[乙委員]	はい。次、f) ですけれども、アクセス道路の部分について、概要書と方法書の中で説明されている位置というのが大まかでしかないのですけれども。あと、こちらの地域振興策の部分でやっている部分との道路の整合性が取れていないのです。それなのに、さっき、ここにこういうふうに造りますというふうに、ああいうふうにして出すのはちょっと問題があるかなと私思うのです。ましてや、まだ確定していませんよね、アクセス道路については。あと、それと振興策についても、道路、この来ている道路との関連性が全く見えない。実際、その振興策のところで書かれている道路のところに、ああいう道路をまたつけるのかという話になってしまうわけではないですか。その点が非常に問題だと思います。
[議 長]	どうぞ。
[甲委員]	アクセス道路については、地域の図面には表記はしていませんが、土地利用計画図や収集運搬の車両の主要な走行ルートにアクセス道路のほうを表記しています。
[議 長]	ということだそうです。
[乙委員]	今の質問に対して、それが答えになるとでも思っているのですか。
[議 長]	では、本件につきましては、また追って組合側に別途質問させていただきます。
[乙委員]	はい。次、g) のところですけれども、計画ごみ質がプラスチック製容器包装と全部一緒に燃やしますよというものの計画ごみ質の部分を採用しているのですけれども、これってなぜそうなるのでしょうか。
[議 長]	お願いします。
[甲委員]	繰り返しになりますけれども、計画ごみ質量については、今後のごみ質量が負荷側に变化した場合であってもとしたことで、あくまでも環境影響評価をする上で、安全側ということで負荷側として評価させていただいておりますということとしています。
[乙委員]	よく分からないです。これは、では、印西市の中で回収する容器包装のやつは全て燃やすというふうに設定するということですか。
[甲委員]	環境影響評価を評価する上では、それも負荷側、燃やすといったことで評価をさせていただくという予定です。
[乙委員]	それは、プラスチックを燃やさないという、容器包装のやつを燃やす、燃やさないというのがあると思うのですけれども、そこからいくと非常に、ただ単にエネルギー回収という名目で燃やすというふうに設定しているのだと思うと、それは非常に安易なことではないかなと思います。それは、余りやってはいけないことかなということですか。それを、では、組合としては想定していると、そういうことですね。
[甲委員]	委員、ご心配のとおり、今の世の中の流れからすると、そのプラを燃やすことがどうなのかというご懸念のご質問だと思うのですが、こちらについては、燃やすという形で決まっているわけではなくて、今説明があったように、負荷側になったときの影響を考えて、この環境影響評価では、この水準を用いたということで、組合としてプラを今後燃やすとかという結論に達してこれをつくったわけではないので、ご理解いただければと思います。一応、こちらについては、県の環境影響評価の県の指導の下にこれを行っているのです、その辺はご理解いただければと思います。
[乙委員]	それは、何か世の中の流れに逆らっているような気がしますけれども。
[甲委員]	ご心配のご意見というのはごもっともだと思います。組合として、ここに書いてあるからといって、これをやるということではなく、今も申し上げましたけれども、この環境影響評価を行うのは千葉県でございまして、いろいろ評価をしていく上での一定基準を得るために、千葉県から数字を出してくれということを出しているようなところがあります。ですので、出した数字のものを全て組合が燃やしていくのだというようなところではありませぬので、我々も環境に影響がないような、そういう取組を続けていこうということ考えてますので、大変ご心配をかけますけれども、あくまでも千葉県の評価基準にのっとった場合の数字を出しているということをご理解をいただきたいと思います。
[議 長]	ありがとうございます。

[乙委員]	いいですか。あと、h) のところのし渣についてですけれども、今後も処理していくのですか。これは、ちゃんと協定書か何かがあるのですか。前にも聞くと、印西地区の中から出ているものだから、燃やしてもいいのだという説明、おっしゃっていたのですけれども、それで実行されているのですけれども、それでいいのでしょうか。
[議 長]	お願いします。
[甲委員]	し渣については、事業ごみとして当組合で処理しています。
[乙委員]	そういう聞いた答えやめてくれますか。それでいいのかって聞いている、していますので、それでは答えにならないのでしょうか。
[議 長]	では、ちょっと本件につきましては、ちょっとまた委員の質問をもう一度そしゃくした上で、では、私経由で質問しますので、回答のほど、よろしいでしょうか、お願いします。今、11時20分で、ちょっと5分ほどの休憩入れたいと申し上げましたが、ちょっと時間もないので、まだまだ質問いっぱいあるので、このまま継続したいと思います、よろしいでしょうか。
[乙委員]	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
[議 長]	では、このまま継続します。続いては、では、次、9番の質問お願いします。

質問9. 組合ホームページに、「印西地区ごみ処理基本計画の目標値と実績値(グラフ)」を11月1日に掲載しているが、追補するためのものか。(グラフのみでデータが付属していないのはいかなる理由か、また、グラフの数字が正しくないと思われるものがあるがいかなる理由か)

【回 答】

印西地区ごみ処理基本計画に設定されている目標値の達成度等を示すために作成した資料となります。グラフ上に数値を示しているため、数値のみの集計表などは記載しておりません。グラフ上に一部表記の上下が逆転しているように見える場所がある点(図-13など)については、グラフの線が交差することにより発生するものとなるため特に訂正が必要となる物ではございませんが、今後、より見やすい表記について検討していきたいと考えております。

【質疑応答】

[議 長]	よろしいですか。
[乙委員]	はい。いいのではないですか。ええ。
[議 長]	はい。ありがとうございます。では、10番。

質問10. 住宅宿泊事業者(民泊)の件

a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか

b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか

【回 答】

各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ以下のとおりとのことです。

印西市

a)県のホームページにより、把握している。

b)問い合わせがあった際も事業系ごみとして処理するよう指導している。

白井市

a)市で直接把握はしていませんが、届出や監督等の窓口となっている千葉県がまとめている施設一覧(R3.11.15時点)において、市内に当該事業の届出受理施設はないものと確認しております。

b)白井市では住宅宿泊事業者はいないものと確認しておりますが、当該事業において排出されるごみは、事業系ごみとして処理する必要がありますので、ホームページにおいてその旨を掲載するとともに、千葉県において適正に監督されているものと考えております。

栄町

a)住宅宿泊事業者(民泊)の存在を千葉県のホームページから確認しております。

b)住宅宿泊事業者を確認しておりますが、実際に民泊施設として、利用されているかの確認が取れないため、

事業者に対して住宅宿泊施設として利用する際は、事業系ごみとして排出するように通知させて頂いております。

【質疑応答】

[議 長]	いいでしょうか。
[乙委員]	印西市と栄町には事業者があるのですけれども、白井市にはないと。そういう理解なのでも、それでよろしいでしょうか。
[事務局]	そのように回答を伺っています。
[乙委員]	あと、その事業者と、あと宿泊者が出すごみについては、事業系ごみとして処理しなければいけないのですけれども、その点に関して、ちゃんとそれが守られているかどうか。この確認というのは、もう、それは現場に行く委託業者の人たちに行ってしまうわけですよね。あと、排出する人たちに全部というか、ちゃんとした法律を守ろうという行為に基づかないと思うのですけれども、本当にそれで大丈夫ですかということです。
[議 長]	いかがでしょうか。お願いします。
[甲委員]	では、ただいまの場合をちょっとお答えさせていただきます。たしか民泊施設として栄町、4つほど上がっています。ですが、こちらにも書きましたが、実際、栄町で民泊として施設を使われているのかというと、またちょっと話は変わってきます。問合せなどをしたところ、登録はしているのですが、民泊としては使っていないで事務所として使われていたり、それは、もちろん事務所は事業系で出していますけれども。あとは、もう普通の家庭、もう一般の方が住んでいて、ここでやっているのですかって聞いたら、登録はしているのですけれども、やっていないとか、そういう回答なのです。ですので、実際どうだって聞かれると、使っている実績は、あるのかというと、そちらの確認はちょっと取れないという、そういう状況になっています。
[甲委員]	印西市ですけれども、印西市も届出上は12施設あるのは確認しています。今、栄町さん言ったように、それが実際民泊として利用されているかどうか、市としてはちょっと把握していない状況です。当然事業民泊として活用するのであれば、事業系ごみとして適切な処理していただくのが届出上の注意点でもありますので、このように確認出来次第、指導というか啓発のほうはしていこうと思っています。現にこういうご質問をいただいたということも踏まえまして、改めて適正処理ということは通知させていただいております。よろしくお願いします。
[議 長]	はい、よろしくお願いします。
[乙委員]	頑張ってください。
[議 長]	では、よろしいですか。
[乙委員]	はい。
[議 長]	では、質問11番お願いします。

質問11. 落じん灰の件

平成30年から(株)エコネコルに落じん灰を売却する契約を締結していることに関する詳細な情報を提供されたい。

【回 答】

落じん灰とは一般廃棄物を焼却した際に出る焼却灰の中で、ストーカー炉の火格子の隙間からの落下物を「落じん灰」と言い、再生利用可能な金属類が含まれたものとなります。

平成30年度から令和2年度までの落じん灰の契約相手方は、(株)エコネコルとなり、平成30年の売却量は34.34t、売却額は296,696円、1kg当たりの単価は8円(税抜き)、となり、令和元年度は38.09t、333,452円、1kg当たりの単価は8円(税抜き)、令和2年度は46.5t、409,200円、1kg当たりの単価は8円(税抜き)となります。歳入区分は有価物売払代金となります。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。はい。
[乙委員]	この落じん灰のその回収施設というのは、3号炉の改修をしたときにできたのですか。それとも、初めからついていたのですか。

[甲委員]	すみません、昔ちょっと詳細があれなのですが、3号炉でしか落じん灰というのは取れないです。それで、3号炉を設置したときから取れていたわけではなくて、3号炉を設置した後、しばらくしてから取り始めたということでは？
[議 長]	ありがとうございます。よろしいですか。
[乙委員]	はい。
[議 長]	ありがとうございます。では、12番からの質問になります。よろしいでしょうか。

質問12. プラスチック資源循環促進法のその後の動き

(1) 令和3年6月11日に公布され、来年度から施行される「プラスチック資源循環促進法」について9月の第2回環境委員会(書面会議)で、小生が書面で質問しましたが、組合殿は、「まだ、政省令や告示が交付されていないので、具体的な取り組みは示されていない」という理由で殆ど回答されませんでした。現在は同法の政省令や告示の案が発表されていますので、ご回答いただけるのでは？

(2) 特に同法はプラスチック製容器包装以外のプラスチックが初めて対象になり、来年の4月から施行されるとしたら、われわれ住民は、今まで「燃やすごみ」として排出していたものを今度は「資源物」として排出しなければならないが、「再生可能な資源にかえるもの/Renewable」と、「バイオマスプラスチックのように繰り返し使い最後は埋め立て土にかえるもの」をそれぞれ適切にどうやって分別したらいいのか全く分かりません。分別方法の周知期間も必要と思われまますので、施行・実施に至るスケジュールをご提示ください。

【回 答】

(1) 公布された「プラスチック資源循環促進法」の政省令等の案では、主務大臣が定める、プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向において、消費者には、3点求められる予定です。

一点目は、「プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること」

二点目は、「事業者及び市町村双方の回収ルートに適した分別排出すること」

三点目は、「認定プラスチック使用製品を使用することに努めること」です。

(2) (1)で回答したような基本的方向は求められる予定でございますが、具体的な内容につきましてはまだ示されていない状況です。現状では国から詳細な分別の基準等も示されておらず、また、製品プラの受け入れ先事業者(容器包装リサイクル協会や再商品化事業者)の対応も不明瞭な点が多いため、法の施行と同時に新たな分別方法へ切り替えることは、現状では大変難しいものと考えております。

製品プラの資源化にかかる容器リサイクル協会への申込も令和5年度分から受け付けが行われる予定と伺っておりますので、令和4年度の法の施行と同時に新たな基準の分別方法へ切り替えるということは現状難しいものと考えております。

今後、国から示される基準などを参考にしつつ、市町と協議し、最終的に住民の生活に影響が出ない様、適切に対応して参りたいと考えております。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。
[乙委員]	では、ちょっと質問ですけれども、この3点目の「認定プラスチック」って何ですか。
[甲委員]	ちょっとすみません、詳しい説明が難しいのですが、たしか、例えば業者さん、今あるプラスチック製品等を例えば軽量化したりとか……
[乙委員]	軽量。軽量ですか。
[甲委員]	すみません、少々お待ちください。
[乙委員]	「特定プラスチック」という言葉がありましたよね。あれとは違うの。

[甲委員]	例えばプラスチック製品とかを作るときに、その構造を減量化したりですとか、あとは包装を簡素化したりとか、長期使用化、長寿命化したりとか、あとは単一素材化して、要はリサイクルしやすくしたりなどとか、あとは分解とか分別を容易にしたりとか、そういういろいろな方法があるようなのですが、そういったことをプラスチック製品そのものにして、要はそれが認定品。結構その認定の基準とかが、まだちょっと詳細がよく分からないのですが、事業者が作ったそういったプラスチック製品が認定されると、認定製品として何か取り扱われるということではちょっと伺っています。そういった認定製品を積極的に使いましょうみたいなことをやるということではちょっと伺っています。
[乙委員]	はい。それ、よく分からないですけども。要はこの12番の回答は、後半はまだ説明していませんか。(2)番。
[乙委員]	〔説明しましたよね〕と呼ぶ者あり〕
[議長]	しました。
[乙委員]	これは、要は令和4年度、来年の4月1日からこの法律は施行になっているのです。でも、組合としては、4月から実際に容器包装以外のプラスチックを回収する予定はないと、1年ぐらい遅れると、そんなことですか。
[甲委員]	そういうことですね。特にうちの組合とかが特別に遅れているというわけではなくて、そもそも容リ協会を、容リルートを活用したルートでの、要は新しく容器プラ以外の製品プラ等の資源化については、そもそも容リ協会自体の受付が令和5年度分からしか受け付けないという形になっていますので、基本的に容リ協会を活用しているような自治体は、基本的に令和5年度からしか対応できないものと考えています。
[乙委員]	では、法律も来年4月から施行というのは、あれ不可能なことを書いてあるのですね、では。
[甲委員]	何と言ったらいいのでしょうか、はい。
[乙委員]	不思議だなと思って。
[甲委員]	委員おっしゃるとおり、来年の4月施行とは書いてあるのですが、それに備えて私どもも、ネットなどを通じて、この法律の分別基準ですとか、いろいろいつ出てくるのかなというのは関心を持って情報を収集しているのですが、いまだに出ていない状況で、その状況を踏まえると、組合としても、今後、皆さんにお知らせして新たな分別基準で回収するというのはちょっと難しい状況かなとは思っています。これは、今後、国のほうから分かりやすいのが出て、ほかの自治体の対応も踏まえてできるようなことが可能であれば、またそれは考えたいとは思っているのですが、今のところちょっと難しいのかなというのが本音のところでは。
[乙委員]	ネットで見ますと、このプラスチックリサイクルの政省令とか告示、案はもう既に何か月前に出ていましたよ。それで、いろんな議論を皆しているようなのですけれども。もう何を分別するかとか、もう既に分かっていることなのではないかなと思ひましてね。でも、直接、正式にはまだ発表されていないということですか。政省令は。
[甲委員]	はい、そういうことです。正式な分別基準とかは、まだ出ていないということです。
[乙委員]	そうですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	出ていなかったらできないですよ。では、それで、これは市民は来年4月から容器包装以外のプラスチックを資源物として出さなければいけないって思っている人は思っていますよ。だから、そこは、組合、次から皆さんに、こういう理由でできませんと。1年間待ってくださいという話をしないと混乱しますよ。容器包装のプラスチックの袋に、今まで燃やすプラスチックとして出していたのを全部こっちに入れればいいのかと一般には思っていましたよね。それができませんっていうのだったら、何かはつきり皆さんに伝えないと、これは混乱しますよ。よろしくお願ひします。
[議長]	はい。よろしくお願ひします。では、次、13番、よろしいですか。お願ひします。

質問13.

(1) 令和4年度からの印西クリーンセンターの「地球温暖化対策実行計画」と COP26 の影響

① 今後どのようにして上記の有効利用量を増やしていくのか教えてください。

②-1 また現在、エネルギーセンターには年間何トンくらい蒸気量を送っているのか？

②-2 エネルギーセンターの自家発生蒸気量は年間何トンくらい？

②-3 エネルギーセンターへの蒸気の販売価格はかなり安いと聞きますが、世間一般の蒸気代と比べてどれくらい安いのですか？

③印西クリーンセンターでは利用先がなく捨てている蒸気量があると聞きますが年間どれくらい捨てていますか？

(2) COP26 の影響

①新たな温室効果ガスの削減目標がどうなるか分かりませんが少なくとも、現状より大幅な削減目標となることが予想されます。CO₂ の排出の増大は、廃プラスチックの焼却が原因と思われるので、2030 年頃に稼働する新印西クリーンセンターも含め、CO₂ の排出源となる廃プラスチックは燃やせなくなるのでは？

(3) 大型データセンターの稼働問題

①Google データセンターの年間の使用電力量は、大体どれくらいになりますか？

②Google データセンターの操業開始時、電力による温室効果ガス排出量はどれくらいになりますか？

Google は自施設からでる温室効果ガスを 2050 年までにゼロにする「RE100」(CO₂ ゼロの再生可能エネルギーを 100%使用する)を宣言しておりますので、ここ印西市でもその削減スケジュールがあれば教えてください。

③CO₂ 削減スケジュールがあれば、印西市の対応次第では(例えば、印西市も 2050 年ゼロカーボンを目指しているのは是非協力して欲しいと訴える)、Google データセンターのゼロカーボン電力を共同で使用できるように交渉しそれが可能であれば、印西市の低炭素社会実現に役立つでしょう。

④Google データセンターの雇用人数はどれくらいになりますか？

⑤Google データセンターから出る燃やすごみも大量になると思いますが、年間どれくらいの排出でしょうか？それらは事業系ごみとして印西クリーンセンターで焼却処分することになるのでしょうか？

【回 答】

(1)

①千葉ニュータウンセンターへ供給している蒸気については、余剰蒸気を有効利用するために供給しております。利用量については、相手方の考えもありますので、できる限り増やしていただけるように交渉しています。

②-1令和2年度の実績では、約24,181トンの蒸気を供給しています。

②-2令和2年度の実績では、発熱量として約142,964ギガジュール供給していると聞いています。

②-3東京の有明・品川清掃工場でも熱供給事業を実施しており、令和2年度の実績を基に試算すると、供給条件は異なると思いますが、当組合蒸気単価は高い金額になります。

③令和2年度の実績では、約24,772トンで、発生蒸気量の約16.7%が利用されずに水に戻ります。

(2)

①令和3年10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」別表1-37において、廃棄物処理における取組の中で、プラスチック製容器包装廃棄物のバール化及びバール品質の向上を図ることとなり、プラスチック容器包装以外のプラスチックについては、国の政策などを注視し適正に対処して行きたいと考えています。

(3)について印西市に問い合わせたところ、それぞれ以下のとおりとのことです。

①データセンターの電力使用量は、Googleと東京電力との契約となるため、市では把握することができません。

②データセンターの電力消費量が把握できないため、温室効果ガス排出量を算出することができません。また、削減スケジュールについても、市では把握することができません。

③CO₂削減に関しましては、現在策定している第3次印西市環境基本計画において削減目標を検討しているところです。Googleデータセンターとの協働については、電力の供給方法がわからないため、参考としてご意見を承ります。

④民間企業の施設のため、市では把握しておりません。

⑤民間企業の施設のため、市では把握しておりません。

【質疑応答】

(1) について

[乙委員]	これは、クリーンセンターの数百メートル先のエネルギーセンター、ニュータウンセンターというか、エネルギーセンターとも言っているのですけれども、そこでクリーンセンターの余った蒸気を供給して、熱水と冷水に変えている。それを使って、地域のデータセンターとか、イオンとかに冷暖房の原料として、原料というか……のとして供給している。というふうに私は理解しています。それで、実績2万4,000トン蒸気を供給していますというのですけれども、これはニュータウンセンターが実際に使っている、つくっているといえますか、蒸気、その7割ぐらいをここで占めていますか。
[甲委員]	お答えいたします。
[乙委員]	大体でいいですよ。
[甲委員]	大体4割程度というふうに伺っています。
[乙委員]	4割程度。はい。これは、クリーンセンターからの蒸気が、あと7、8年で止まりますから、となると、この4割程度蒸気を有効利用していたのが使えなくなるということですね。ニュータウンセンターのほうも、もちろん使えないし、そのエンドユーザーであるデータセンターとかイオンも使えなくなると。高い蒸気を使わざるを得ない。それから、この蒸気はCO ₂ の少ない蒸気としてうたっていますから、それも使えなくなる。そういう理解でいいですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	新クリーンセンターから供給するということは考えていないですね、では。遠いから駄目ですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	量は少ないですけども、すぐ近くの温水センター、あそこも、もちろん使えなくなりますね。分かりました。
[議長]	ありがとうございます。では、(2)のCOP26の影響についてお願いします。

(2)の①について

[乙委員]	これは、要はプラスチックを熱利用するのは将来、将来といいますが、日本はゼロカーボンシイ、CO ₂ を出さない2050年にはゼロにするということをうたっていますから。それなのにプラスチックを燃やしますということは、それと全然反することをやることになるので、それは、私はできなくなるのではないかという危惧しているのですけれども、そのことを言っているのですかね、これは。
[議長]	お願いします。
[甲委員]	今後の廃プラスチックの焼却につきましては、また将来に向けての国の政策なども出てくると思われしますので、そういった国の方針、指針などに沿いながら、こちらの事業に関しても、適正に、それに合わせて対処していく考え方を持っています。以上です。
[乙委員]	はい。では、まだ国からどうしろというのは、将来のごみ処理施設はどうしなさいという指示は来ていないということで理解していいのですか。
[甲委員]	ええ……
[乙委員]	要はCO ₂ 、2050年にはゼロにしなければいけないので、プラスチックなんか燃やすことできないですよ、まずは。幾ら廃棄物であっても。だから、それを国も、国民みんな分かっていますよね。なのに国の指示を待つ。よく分からないですよ。いや、早く対策を取ったほうがいいのではないかと思います。今の立場は、分かりました。要は自分たちで判断しないと。国の指示を待つのだよという話ですね。では、次に行ってください。
[議長]	では、大型データセンターのハード問題について、お願いします。

(3)について

[乙委員]	これについては、市のある担当の方から聞いたのですけれども、グーグルのデータセンターが印西市に進出すると、一番のインパクトは、グーグルは電力を大量に使用する。印西市の数十倍と言っていましたよ。数十倍の電気を使用する。それで、その電気がCO2を出さない電気ならいいのだけれども、すぐCO2を出さない電気を使う予定はないと思うので、グーグルが進出したら、印西市のCO2の削減目標を2050年までにゼロにする。その前に2030年までには、まだ数字は来ていないのですけれども、前は66%減らす。これも、多分それが70%とかそれぐらいの数字になると思うのですけれども、これも全部できなくなるというお話もある担当者から聞きました。それで、私はびっくりして質問しているわけです。でも、その情報は数十倍って非常にアバウトな数字だったので、「一体、電気をどれくらい使うのだと。それを教えてくれ」と言ったら、「分かりません」という答えが今出てきたのです。そんなインパクトのある話は、今回はこういう大型データセンターが進出するときに、きちっと話し合うべきではないかと私は思っていたのです。もう既に話し合っているのかなと思っていました。それが「分かりません」ということは、将来分からない、将来も分からないということですか。何か、この回答を見てびっくりしたのですけれども。
[甲委員]	今ちょっと……
[乙委員]	インパクトは、すごいインパクトだよということを言いたい。
[議長]	できますか。
[事務局]	質問内容がちょっとクリーンセンターの操業状況の報告を旨とする環境委員会の内容から大分外れてしまっているような気がしますので、これについては、ちょっとすみません、印西市の環境保全課に個別に問い合わせてください。環境委員会で回答する内容ではちょっとないのかと思われます。よろしいですか。
[甲委員]	印西市ですけれども、私の部署、廃棄物担当では、詳細を把握していませんので、こちらの、ご存じのとおり、環境保全課に一応確認しています。ただ、その際の回答がこういう内容ですので、先ほど職員の方ともお話ししているということですので、また、私を通じても構わないですし、直接環境保全課でも構わないと思いますけれども、ちょっと別な機会でご確認いただければと思います。以上です。
[乙委員]	私は、電気だけこう聞いているのではなくて、どれぐらいの雇用人数になるかとか、燃やすごみをどれぐらいこのセンターは出すのだろうかとか。要するに大型の施設が印西市に進出するので、そのインパクトが結構大きいのではないかと。それで心配して聞いているのです。別に小さい企業だったら聞かないですから。
[甲委員]	では、それも含めてちょっとこの場でお答えする資料がございませんので。
[乙委員]	はい、分かりました。
[議長]	それでは、また引き続きご調査よろしくお願いします。では、次の質問に行きます。14番、お願いします。

質問14. 焼却灰の発生状況について

①焼却灰について、今回の報告期間内における主灰と飛灰各々の発生量を確認したい。

②ゴミ焼却量に対する焼却灰(主灰及び飛灰の合計量)の重量比は、他の清掃工場の値と比較してどうか。

【回答】

① 主灰と飛灰を分けて計量していない為、設計計算書による割合から試算すると、令和3年4月～10月までの焼却灰全体で3,547トンに対し、主灰が約2,447トン、飛灰が約1,100トンになります。(※回答資料と説明では、飛灰の値に誤りがありましたので訂正いたします。誤り:1,010トン)

②令和2年度の実績で他工場と比較すると、組合の重量比は約13.3%、柏市南部クリーンセンターでは約11.8%、松戸市和名ヶ谷クリーンセンターでは約11.7%、我孫子市クリーンセンターでは約14.0%になっています。設備的にも違いが有り、正確には比較はできませんが、同程度の重量比になっていると思います。

【質疑応答】

[乙委員]	大体、私、ちょっと平均が10%から11%ぐらいだと、②ですけれども。ぐらいが、その比率ぐらいだと思っていたので、この印西クリーンセンターの老朽化ということが、この割合が高くなっているのかなという思いで質問させていただいたのですが、今この回答だと13.3%だろうが、11.8だろうが、ちょっと我孫子は14ですけれども、これを同程度というのがちょっと、もう少し詳しく教えていただきたいのと、設備的な違いというのが、この古さから来ているのかなと思ったのですけれども、その辺はどうなのでしょう。
[甲委員]	まず設備的な違いというと、焼却炉の形式など、排ガス処理、薬品を使用する量とかにもよって灰の量が随分変わってくる場合がございますので、そういった部分で正確には比較できないという形で回答しています。
[乙委員]	分かりました。はい。ありがとうございました。
[議長]	よろしいですか。では、15番行きましょうか。

質問15. 飛灰の処理について

飛灰は主灰と混合し、「印西地区一般廃棄物最終処分場」への埋め立て処分としているが、混合前の飛灰の処理方法について具体的に確認したい。※資料で「処理飛灰」と記載されているため

【回答】

処理飛灰とは、飛灰に含まれる鉛などの重金属の溶出を防ぐために、飛灰に重金属固定剤を混練処理したものになります。

【質疑応答】

[乙委員]	すみません、私聞きたかったのは、もう少し具体的に、その時々の飛灰の性質によって、この薬液の量を調整したりとか、そういうことも踏まえて具体的にやられているのかなと思って質問させていただいたので、固定剤を混ぜてというのは分かっていたのですけれども、この処理センターとして、その対応をどうしているのかなと思ったのです。
[甲委員]	基本的には添加率は2%から3%程度混ぜています。こちらについては、その適正な適量ということでは、試験を年に2回行いまして、確認をしています。
[乙委員]	分かりました。
[議長]	ありがとうございます。では、最後、16番、お願いします。

質問16. 排出ガス等の協定値の設定について

印西クリーンセンターの排出ガスの協定値(ばいじん:0.03g/Nm³,硫黄酸化物:50ppm,窒素酸化物120ppm,塩化水素:80ppm)は、千葉市北清掃工場の管理目標値(ばいじん:0.02g/Nm³,硫黄酸化物:30ppm,窒素酸化物50ppm,塩化水素:49ppm)に比べ、若干高く設定されているが、その理由を改めて確認したい。

【回答】

この協定値につきましては、昭和60年9月以来からの千葉ニュータウン中央区住民代表との話し合いの結果、昭和62年12月13日に締結されており、印西クリーンセンターの設備の設計値をもとに設定されているものです。他の市町の清掃工場などとは設計された年や設備内容が異なりますので、設定値も異なってくるものと考えられます。なお、千葉市北清掃工場の竣工は平成8年10月となります。

【質疑応答】

[乙委員]	これも資料を見ると、私は千葉市の北清掃工場のこの目標値だと超えているという値もあったので、要は話し合いのときに、どういうことでこのセンターの協定値をしたのかという、この理由を改めて確認したかったのです。協定で決まっているからということではなくて、当時の考え方としては、こういう前提で環境基準から大きく下回りますけれども、目標値なり、協定値をこういう前提で設定したのだという、その理由を知りたかったのです。
[甲委員]	それは、当時の印西クリーンセンターの設備の設計値が基に設定されているものなのです。
[乙委員]	そういうことなのですか。

[甲委員]	はい。
[乙委員]	では、千葉北は、その設備からすると、これぐらいまでは達成できるからということで、少し厳しい値になっているということなのですか。
[甲委員]	恐らくそうだと思います。ただ、千葉市の北清掃工場に確認はとれていません。
[乙委員]	分かりました。私は、全体通して、すみません、この老朽化の施設として、この性能に影響しているのかなということも感じているので、ちょっとこの3問ぐらいを質問させていただいたので、安全性は十分確保できるということであれば、よく理解しました。
[議 長]	よろしいですか。
[乙委員]	はい。
[議 長]	では、お三方の質問、全部で10ちょっとですね。内容につきましては、まだなかなか納得するものもなかったかもしれませんが、それは追ってまた組合のほうにご質問させていただきます。その他、何かご意見等ございますでしょうか。
	[発言する者なし]
[議 長]	よろしいですか。では、これで以上をもちまして、私の議事進行を終了します。ご協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しいたします。

[事務局] それでは、以上をもちまして令和3年度第3回環境委員会を閉会いたします。
本日はお忙しい中ありがとうございました。